

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化スポーツ部スポーツ課)

1	施設名	滋賀県立スポーツ会館													
2	施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：2,173.80㎡ ・建築面積：1,338.72㎡ ・延床面積：3,061.02㎡ ・施設構造：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 													
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容：(所在地) 大津市御陵町4-1 アリーナ 580㎡(バスケットボール1面、バレーボール1面) トレーニング室 468.5㎡ 													
3	募集方法	非公募													
	申請要項配布期間	令和5年10月10日 ～ 令和5年10月20日													
	申請提出期限	令和5年10月10日 ～ 令和5年10月20日													
	指定期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日(1年間)													
	管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育・スポーツの指導者の養成および研修 (2) トレーニング室、アリーナ、その他の施設および設備器具の提供 (3) トレーニング室、アリーナ、その他の施設および設備器具の維持管理 (4) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (5) その他スポーツ会館の設置の目的を達成するために必要な業務 													
募集内容	管理料参考額	9,600千円(消費税および地方消費税を含む。)													
4	申請者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市松本一丁目2-20</td> <td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計1者</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-	合計1者		
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)													
所在地	名称														
滋賀県大津市松本一丁目2-20	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	-													
合計1者															
5	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。													
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> *大橋 松行(滋賀県立大学名誉教授) 高橋 伊三男(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長) 田中 千恵(滋賀県身体障害者福祉協会主任主査) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授(スポーツサイエンスコース)) 													
	審査基準	別紙参照													
	審査経過	第1回滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年11月2日 (内容) 事業計画のヒアリング、審査、指定管理者候補者選定													

審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県スポーツ協会																																					
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定基準に基づく採点結果</th> <th>選定基準1 (配点35点)</th> <th>選定基準2 (配点75点)</th> <th>選定基準3 (配点80点)</th> <th>選定基準4 (配点90点)</th> <th>選定基準5 (配点20点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>25.2</td> <td>52.6</td> <td>52.8</td> <td>66.4</td> <td>8.0</td> <td>205.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各委員の採点結果</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>213</td> <td>203</td> <td>213</td> <td>204</td> <td>192</td> <td>1025</td> <td>205.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>提示額</td> <td>9,600千円</td> </tr> </table>						選定基準に基づく採点結果	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計		25.2	52.6	52.8	66.4	8.0	205.0	各委員の採点結果	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値		213	203	213	204	192	1025	205.0	提示額	9,600千円
	選定基準に基づく採点結果	選定基準1 (配点35点)	選定基準2 (配点75点)	選定基準3 (配点80点)	選定基準4 (配点90点)	選定基準5 (配点20点)	合計																																
		25.2	52.6	52.8	66.4	8.0	205.0																																
各委員の採点結果	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																
	213	203	213	204	192	1025	205.0																																
提示額	9,600千円																																						
	<p>【選定理由】</p> <p>滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの実績からも信頼性が高く、安定した施設管理が期待できる。 配置予定の職員が多様な資格を保有していることに加え、県が基準として示す人数以上の配置が提案されており、適正な管理運営体制が図られている。 <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>																																						

選定基準、審査項目および審査内容（スポーツ会館）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (配点：35)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。(10)
	管理運営の基本方針	施設の設定目的を理解した基本方針となっているか。(10)
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。(15)
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点：75)	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。(15)
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。(20)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。(20)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。(20)
(3) 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (配点：80)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。(40)
		参考額をどの程度下回っているか。(40)
(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。 (配点：90)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。(20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。(20)
		十分な安全対策を講じているか。(20)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。(20)
危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。(10)	
(5) 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項。 (配点：20点)	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内本店事業者 (8) ・ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業 (2) ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合事業主 (2) ・ 高年齢者雇用確保措置に係る労使協定締結等 (2) ・ 障害者雇用報告義務があり法定雇用率達成事業者 (2) ・ 滋賀県女性活躍推進企業の認証事業者 (2) ・ 環境マネジメントシステム認証・登録事業者 (2)